

群馬県食品安全啓発 DVD 貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、県民及び食品関連事業者に対して、食品安全に関する学習や啓発の機会を充実させるため、県が保有する食品安全に関する DVD（以下「DVD」という）の貸出しに関し必要な事項を定める。

(貸出しする DVD)

第2条 貸出しする DVD は、食品・生活衛生課が保有する DVD とする。

(貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象は、県内の市町村及び教育機関並びに群馬県外に所在地がある場合も含む食品関連事業者等とする。

(貸出しの手順及び貸出しに係る費用)

第4条 貸出しを希望する者（以下「利用者」という。）は、別紙「群馬県食品安全啓発 DVD 貸出申請書」に必要事項を記入し、食品・生活衛生課長に提出する。

2 食品・生活衛生課長は、前項の申請書を受理した場合、その内容を確認し適当であると認めるときは、DVD を貸し出すこととする。

3 前項の貸出しは、原則として郵送で行うものとする。なお、貸出しに要する費用は県の負担とし、返却に要する費用は利用者の負担とする。

(貸出し料金)

第5条 貸出し料金は無料とする。

(貸出し期間)

第6条 貸出し期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、食品・生活衛生課長が必要と認める場合はその期間を延長することができる。

(貸出し中の DVD の管理)

第7条 貸出し期間中は利用者が責任を持って DVD を管理し、損傷又は紛失した場合は利用者が弁償の責務を負うものとする。

2 DVD の利用により人的、物的損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

(利用目的の制限)

第8条 利用者は、貸出しを受けたDVDを無断で複製、放送、営利的上映、販売及び転貸してはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は食品・生活衛生課長が別に定める。

附則 この要領は、令和5年 月 日から施行する。